

## うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため、予算の範囲内において、障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部について助成金を助成するうるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、うるま市福祉事務所とする。

2 うるま市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、事業の一部又は全部を適切に運営できると認める社会福祉法人等に委託することができる。

### (助成対象者)

第3条 この告示により助成金の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、本市に住所を有する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）又は沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）第2条の規定による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項及び第86条第1項に規定される免許の取得を希望する者で、かつ、同法第88条の規定による免許の欠格事由に該当しない者

(3) 助成対象者の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えない者

(4) これまでに本市、他市町村等で自動車運転免許取得に係る助成を受けたことがない者

(助成金の額)

第4条 この事業による助成金の助成額は、1人につき免許取得に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者(以下「申請者」という。)は、自動車運転免許取得に着手する前に、障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

- (1) 安全運転相談結果票又は安全運転相談修了書の写し(どちらも発行から3月以内のもの)
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- (3) その他所長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定する。

- 2 所長は、前項の規定により、助成を行うことを決定したときは、障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。この場合において、所長は、障害者自動車運転免許取得費助成券(様式第3号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付決定通知を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、自動車運転免許を取得するために、速やかに着手するよう努めなければならない。
- 4 所長は、第1項の審査において助成を行わないことを決定したときは、障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

る。

(助成決定の辞退)

第7条 助成決定者が、助成金の交付を辞退する場合は、障害者自動車運転免許取得費助成金辞退届(様式第5号。以下「辞退届」という。)を所長に届け出なければならない。

2 所長は、前項の規定による辞退届の届け出があったときは、その内容を審査の上、障害者自動車運転免許取得費助成金辞退承認通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(免許取得完了届出)

第8条 助成決定者は、自動車運転免許を取得したときは、障害者自動車運転免許取得費助成金免許取得完了届(様式第7号。以下「免許取得完了届」という。)に、次に掲げる書類を添付の上、所長に届け出なければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車教習所での教習料を証する書類
- (3) 助成券(教習所の確認印が押印されたものに限る。)

(助成金の額の確定)

第9条 所長は、前条に規定する免許取得完了届を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、障害者自動車運転免許取得費助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた助成決定者は、障害者自動車運転免許取得費助成金請求書(様式第9号。以下「助成金請求書」という。)を所長に提出し、助成金の交付請求をするものとする。

2 助成決定者は、助成金について、前項に規定する助成金請求書により、教習を受けた自動車教習所を受領者として指定することができる。

(助成決定の取消し及び返還)

第11条 所長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により助成決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。
- (2) 自動車運転免許を取得する前に市外へ転出したとき。
- (3) 自動車運転免許を取得する前に助成対象者が死亡したとき。

2 所長は、前項の規定により助成金の交付決定が取り消された場合において、既に助成金の交付がされているときは、障害者自動車運転免許取得費助成金返還通知書（様式第11号）により、期限を定めて、助成決定者に対し助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書

うるま市福祉事務所長 様

障害者自動車運転免許取得費助成金の交付を受けたいので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	氏名					
	住所					
	生年月日	年	月	日	職業	
	連絡先					
手帳の種別	身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳					
自動車運転免許取得に係る理由						
取得予定の自動車運転免許の種類		所持している自動車運転免許の種類				
入所予定の自動車教習所	所在地 名 称 連絡先					

- 道路交通法第 88 条の規定による免許の欠格事由に該当しません。
- これまでに本市、他市町村等で自動車運転免許取得に係る助成を受けたことがありません。

署名又は記名押印

代筆者氏名

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

## 障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金について、下記のとおり助成を行うことと決定しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

### 記

申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
教習所	名称			
	所在地			
助成対象の免許の種類				
教習期間				

#### 【留意事項】

- 1 助成対象の自動車運転免許を取得した場合は、速やかに障害者自動車運転免許取得費助成金免許取得完了届（様式第7号）をうるま市へ提出してください。
- 2 助成金の額は、上記免許取得完了届の受理後、障害者自動車運転免許取得費助成金交付額確定通知書（様式第8号）をもって通知いたします。
- 3 うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第11条第1項に該当した場合は、本決定を取り消します。
- 4 うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第11条第2項に該当した場合は、助成金の返還を求めます。

様式第3号（第6条関係）

### 障害者自動車運転免許取得費助成券

助成券番号	第 号	発行年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
教習所	名称		
	所在地		

年 月 日

うるま市福祉事務所長



教習所名			
開始年月日	年 月 日	終了年月日	年 月 日
終了確認	教習終了年月日	助成決定者確認印 又は自署	教習所確認印
	年 月 日		
	回数		
	回		
費用内訳			

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金の交付申請について、下記のとおり助成を行わないことと決定しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
助成対象の免許の種類				
却下理由				

様式第5号（第7条関係）

障害者自動車運転免許取得費助成金辞退届

年 月 日

うるま市福祉事務所長 様

(助成決定者)

氏 名

住 所

連絡先

年 月 日第 号にて交付決定のありました障害者自動車運転免許取得費助成金について、以下の理由により辞退したく、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

辞退理由	
------	--

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金辞退承認通知書

年 月 日付けで届出のあった障害者自動車運転免許取得費助成金辞退届について、辞退を承認しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

助成決定者 氏 名：

住 所：

様式第7号（第8条関係）

障害者自動車運転免許取得費助成金免許取得完了届

うるま市福祉事務所長 様

年 月 日

（助成決定者）

氏名

住所

連絡先

下記のとおり自動車運転免許を取得しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第8条の規定により関係書類を添えて届け出します。

運転免許取得者氏名		
運転免許	免許の種類及び番号	
	交付年月日	
取得に要した費用		

添付書類

- 1 自動車運転免許証の写し
- 2 自動車教習所での教習料を証する書類
- 3 教習所の確認印が押印された障害者自動車運転免許取得費助成券（様式第3号）

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で決定した障害者自動車運転免許取得費助成金の交付額について、下記のとおり確定しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額

円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

障害者自動車運転免許取得費助成金請求書

うるま市福祉事務所長 様

(助成決定者)

氏 名

印

住 所

連絡先

年 月 日付け、第 号にて交付額の確定がありました障害者自動車運転免許取得費助成金について、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先金融機関名等

金融機関名	銀行 組合 金庫		
本支店名			
預金の種類（該当するものを○で囲んでください）	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

上記の者を助成金の受領者とすることに同意します。

同意者（助成決定者）

署名又は記名押印 \_\_\_\_\_

様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号で交付を決定した助成金について、下記の理由により、決定を取り消しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第11号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金返還通知書

うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 既交付金額 円
- 2 返還金 円
- 3 返還理由
- 4 返還期限 年 月 日